

## パブリックコメント手続結果

1. 意見を求めた事項：南相馬市表彰条例施行規則の一部改正について
2. 意見等の募集期間：令和3年5月1日（土）～5月20日（木）
3. 意見提出者：1名
4. 意見総数：3件
5. パブリックコメントで寄せられた意見の概要と市の考え方

No.	意見等	市の考え方	区分
1	表彰に必要な在職年数の短縮について、変更後の基準を主に「2期」としているが、任期の年数によりばらつきが生じている。現行の12年から6年に短縮される例も見られ、極端である。期数にこだわることなく「8年」と統一した方が公平ではないか。	今回の改正の目的は、功績等の的確な評価、表彰者数の拡大であることから、一律に年数で区切ることなく、それぞれの任期の期数を短縮し、表彰に必要な在職年数とするものです。	意見
2	学校医を20年から15年に短縮することに異論はない。学校薬剤師を30年から15年に短縮するのは極端であり、20年とした方がよいのではないか。	<p>学校薬剤師は、定期的に学校を訪問し、児童生徒が健康で安全な学校生活を送ることができるよう活動するなど、学校保健の推進に果たす役割は大きいものがあります。</p> <p>国・県の表彰規定では、学校医・学校薬剤師ともに職務年数20年以上とされる中、国・県よりも早い段階で表彰することは、地域で活躍する市民の功績を的確に評価するという、今回の改正の目的にもつながるものと考えます。</p> <p>これらのことから、学校薬剤師についても学校医同様15年とするのが適当と考えます。</p>	意見
3	<p>表彰対象の追加として、役員以外にも目を向けることには賛成である。</p> <p>一方、ボランティアやNPOに一律の基準を設けることは難しいと考える。表彰にあたっては、表面的な部分だけでなく活動の実態が評価されることを望む。</p>	活動の実態が分かる内申書を提出いただけるよう工夫したうえで、関係各課所の意見を求めるほか、活発な議論ができる表彰審査会の運営を目指し、公平な評価につながるよう努めます。	意見

# パブリックコメント手続結果

— 市地域協議会 —

1. 意見を求めた事項：南相馬市表彰条例施行規則の一部改正について
2. 意見等の募集期間：令和3年5月1日（土）～5月20日（木）
3. 意見提出者：3名
4. 意見総数：7件
5. 地域協議会で寄せられた意見の概要と市の考え方

No.	意見等	市の考え方	区分
1	市独自の記念品（装飾品）も贈呈してはどうか。	市表彰条例により、「表彰は、表彰状に記念品又は金員を添えて行うもの」とされており、平成28年度からはオリジナルのメダルを製作し贈呈しているところです。 品物の選定には工夫を重ねながら、今後も継続してまいります。	意見
2	消防団員、民生・児童委員はどの分野で過去に表彰を行っているのか？	①消防団員については、「消防団員として25年以上職務に励み、功労があった者」として表彰しています。 なお、内申依頼先である市消防団では、内部の取り決めで「25年以上かつ50歳以上で副分団長以上」という基準を設けています。 ②民生・児童委員については、「多年保護家庭及び児童生徒の更生指導に功労のあった者」として表彰しています。 なお、「多年」の考え方は、毎年市表彰審査会で整理されており、これまで「18年以上」とされてきましたが、今回の改正に合わせ短縮に向けた協議を行う予定です。	質問
3	地域社会への貢献度はただ単に年数だけの評価でよいものか疑問が残る。年数だけの評価であれば、職名にもよるが3期以上がよいのではないか。	今回の改正にあたっては、各職の平均在職年数と必要在職年数との間に大きな乖離が生じていたことから、各職における平均在職年数プラス1期を目安に整理したものです。	意見

4	<p>年数を短縮することによって若くして受賞する方が増加することとなり、受賞者のその後の人生において刑事事件等社会的に批判されるようなことがあった場合は、受賞者歴を削除するような戒めの一項を加えるべきである。</p>	<p>県内他市の事例では、条例で受賞者の「待遇」を定めており、受賞者に非違の行いがあった場合等には、その待遇を停止あるいは廃止するとされています。</p> <p>本市の場合、受賞者に対して特段の待遇を設けてはおりませんが、そのような事例が確認された場合には表彰者名簿に特記するなどの対応を行う考えです。</p>	意見
5	<p>「多年学者、教育者として旺盛な研究を重ね・・・」の具体的な事例は何か。</p>	<p>文化財保護審議会委員や市史（町史）編さん委員会委員などの功績で表彰した実績があります。</p>	質問
6	<p>「奇特な行為があり、社会一般的な模範」とはどのような行為か。これまでの受賞者の具体的な事例は何か。</p>	<p>南相馬市として本区分における表彰の実績はありません。</p> <p>事例としては、多年にわたり全市的に行われたボランティア活動などが想定されますが、より分かりやすくするため、今回新たに「多年自らの能力や経験、時間を公共に提供し、地域社会において公益な活動を行った者」という基準を追加しました。</p>	質問
7	<p>長年、学習塾を開き優秀な学生を育てているような場合は教育功労に該当するか。</p>	<p>過去に例はありませんが、内申があれば表彰審査会の中で幅広く意見をいただき、決定してまいります。</p>	質問

令和3年4月19日南相馬市（小高区・鹿島区・原町区）地域協議会合同会議で出された意見